

いみず  
射水市  
農業委員会だより

**第 9 号**

平成26年3月 発行

◆編集発行◆

射水市農業委員会

〒934-8555

射水市本町二丁目10-30

射水市役所 新湊庁舎2階

電話 **82-1961**

**ごあいさつ**



射水市農業委員会

会長 舟木 康眞

射水市農業委員会だより第9号の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

日頃より、当委員会の活動・運営に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚くお礼を申し上げます。

昨年末、政府は今後10年程度を見据えた農林水産政策の指針として「農林水産業・地域の活力プラン」を策定しました。産業政策と地域政策を車の両輪とした取組みを進めることとしており、農地中間管理機構の創設、日本型直接支払制度をはじめ米政策の見直しが急ピッチで行われ、大きな政策転換が方向付けられた年となりました。本年は、これら政策の実践が営農現場で始まるところから農業者はじめ関係機関等にとって重要な年となります。特に農地中間管理機構関連2法において、農地の利用調整及び遊休農地解消に向けて農地中間管理機構の業務に積極的に関与するなど、農業委員会の役割が明確化されたところであり、その重要性・必要性をしっかりと認識し、農業者とのパイプ役としての積極的な活動を推進していきたいと考えます。

終わりに、26年度も地域農業者の代表者として、農業委員会に課せられた責務と役割を認識し、射水市農業の発展に委員一丸となって取り組んでまいりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

**平成26年は農業委員の改選期(任期3年)です。**

農業委員の選挙による定数は、20人です。

[第1選挙区(新湊地区)5人、第2選挙区(小杉・下地区)8人、第3選挙区(大門・大島地区)7人]

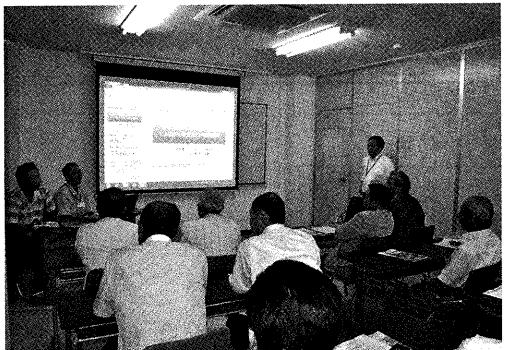
※ 現在の委員の任期は平成26年12月17日までです。

# 農業委員会活動報告

## 先進地視察（新潟県）

平成25年6月28日、29日——「中央農業総合研究センター北陸研究センター」（新潟県上越市）を視察しました。本センターは、新潟や北陸圏を管轄し、それぞれの気候風土に合わせた農業技術の改良、普及新品種育成などの研究開発を行っています。

今回の視察では、本市でも栽培面積が年々拡大傾向にある「水稻直播」と「エダマメ」の栽培技術や新品種開発の現状などについて視察を行い、見識を深めました。



## 新規就農農家の視察（ヒーリー・スチュワート氏のブラックベリー畠）

平成25年8月6日——射水市の新規就農者 ヒーリー・スチュワートさんの農場を視察しました。ヒーリーさんは平成21年より串田地内の遊休農地を借受け、農場いっぱいに約60本のブラックベリーを栽培。最近では収穫した実をジャムなどに加工し、市内の直売所などで販売され、広く好評を得ています。



## 農地パトロール

平成25年10月28日——「新・農地と担い手を守り活かす運動」の一環として、農地パトロールを実施しました。

この農地パトロールは、耕作放棄地の把握や違反転用の早期発見のため、毎年実施しています。

今回は、午前の部、午後の部の2班に分け、「新湊・大島・下地区」と「小杉・大門地区」のコースを設定し、遊休農地11ヵ所などを調査・確認しました。近年、農業従事者の高齢化、後継



者不足などにより市内においても、農地の耕作放棄、遊休化が進み、耕作されなくなった農地が増加してきています。

農地がいったん荒れてしまうと、耕作可能な農地への復旧には多大な労力と費用が必要となってしまいます。大切な資源を次世代へ残していくうえでも、地域の優良な農地をみんなで守り、適正な農地の利用に努めましょう。

## 農業委員研修会

**平成26年2月6日** —— 農業委員会総会後、農水省北陸農政局富山地域センターより飯田正晴統括管理官を講師にお迎えし、農業委員研修会を開催しました。講師からは「新たな農業・農村政策」について説明があり、各農業委員からは、新たな政策への質問、今後の農業政策の要望等、活発な質疑応答がありました。



## 農業委員会と農業者との意見交換会

**平成26年2月28日** —— 農業委員会と農業者との意見交換会が開催されました。当日は、市担い手連絡協議会役員、農業委員会運営委員、営農組織、農政局、県農林振興センター、JAなどから26名の参加がありました。

北陸農政局より、新たな農業・農村政策の推進における関係機関の役割について基調説明を受けた後、意見交換を行いました。

参加者からは、農業経営をしている中で感じていること、苦労していること、今後の農業に対する要望など様々な意見が出されたほか、質疑応答が行われました。

今回の交換会で出された意見は、富山県農業会議で集約され、県段階における建議に資するとともに、全国農業会議所の政策提案に反映されます。



## 全国農業新聞普及拡大特別賞を受賞しました

**平成25年11月19日** —— 県農業委員大会において、射水市農業委員会が全国農業新聞普及拡大特別賞（農業委員数対比普及率の部）を受賞しました。これは、全国農業新聞購読者の普及推進、維持確保への功績が認められたものです。

今後も様々な情報を農家の皆様に提供し、全国農業新聞の普及拡大に努めてまいりますので、農家の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。





# 全国農業新聞

(週刊) 金曜日発行  
月600円、年7,200円  
(消費税込)

- 購読の申込みは市町村農業委員会へお気軽に連絡ください。
- 発行所  
全国農業会議所  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1-25-5  
虎ノ門34MTビル  
電話 03-5251-3910  
メール <http://www.nca.or.jp/shinbun>

# 耕作放棄地の解消！

## 荒廃した農地（約5,000m<sup>2</sup>）が再生しました

この農地は、今まで何十年も耕作をされなかつたことから、雑草や灌木等が繁茂し、廃棄物が不法投棄され、耕作者が見つからない状態が続いていました。

そのような中、近隣の農事組合法人が、規模拡大を目的に農地を探しておられたところ、通作距離・面積等の条件のよい本農地を再生できれば活用したいとの相談がありました。

荒廃農地の再生には多額の費用が必要となります、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金等を活用することで費用負担が大幅に軽減され、重機を使用した大規模な再生作業を実施することができます。

この農地も、農事組合法人が主体となって再生事業に取り組み、平成25年度には大豆が作付けされ、農地としての利用を再開することができました。

今後は、毎年耕作を行うことで、優良な農地の保全に努めていくこととなります。



整備前



整備後

## 近隣に荒れた農地はありませんか？

みなさんが耕作する農地の近くに荒れた農地があつて困っている場合は、射水市農業再生協議会又は射水市農業委員会事務局へお知らせください。地権者や近隣農業者と協議のうえ、耕作再開に向けた調整活動を行います。

荒れた農地を耕作できるように復元するには費用がかかりますが、国・県が行っている補助事業を活用することで、再生作業に要する経費を縮減することができます。

詳しくは、――

射水市農業再生協議会 (TEL 82-1959)

射水市農業委員会事務局 (TEL 82-1961)

## 各種申請（届出）書の受付について

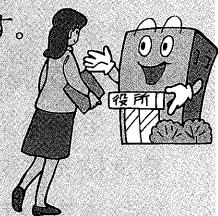
射水市農業委員会では各種申請（届出）書の受付締切日を次のように設定しています。

### 【毎月20日締切】

- 農地法第3条許可申請書
- 農地法第4条許可申請書
- 農地法第5条許可申請書
- 競売や公売の買受適格証明願  
(20日が閉庁日の場合は、その前日となります。)

### 【随時受付】

- 農地法第3条にかかる届出書
- 農地法第4条にかかる届出書
- 農地法第5条にかかる届出書



※ 上記申請書の様式は市農業委員会ホームページからダウンロードできるほか、事務局窓口にも用意しております。詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

# 新たな農業・農村政策が始まります!!

## ～4つの改革～

○ 農地中間管理機構の創設 ○ 経営所得安定対策の見直し ○ 水田フル活用と米政策の見直し ○ 日本型直接支払制度の創設

## ◆ 4つの改革の考え方

現在、我が国農業における担い手の農地利用は全農地の約5割を占めていますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、構造改革をさらに加速化させていくことが必要です。

このため、今般「農林水産業・地域の活力創造プラン」をとりまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための政策（産業政策）と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために政策（地域政策）を車の両輪として推進し、関係者が一体となって、課題の解決に向けて取り組むこととしました。

具体的には、

① 産業政策としては、まず、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させることができ不可欠です。

このため、今般、農地中間管理機構の制度化等を行ったところであり、各地において十分に活用していただくよう、各般の対策を講じることとしています。

② また、従来の経営所得安定対策（旧・戸別所得補償）については、一律の支払いなど構造改革にそぐわない面があったため、今回の改革では、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止することとする一方、ナラシ、ゲタ対策については一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が参加できるようにすることとしています。

③ 加えて、米の直接支払交付金を見直すことにより、主食用米偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米など需要のある作物の生産を振興し、意欲ある農業者が、自らの経営判断で作物を選択することとします。

その結果、生産調整を含む米政策も、これまでと大きく姿を変え、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた主食用米生産が行われるよう、環境整備を進めることとしました。

④ 一方、農業・農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、地域政策として日本型直接支払（多面的機能支払）を創設し、集落コミュニティの共同管理等により、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、構造改革を後押しします。

これらの4つの改革を進め、創意工夫に富んだ農業経営者が存分にチャレンジできる環境を整備するとともに、地域一体となって農業・農村の多面的機能を維持・発揮し、食料自給率の向上と食料安全保障を確立し、「強い農林水産業」を創り上げます。

## ◆ 改革の概要

〈関連制度(25年度予算)〉

〈制度見直しのポイントと26年度予算案〉

農地中間管理機構	農地中間管理機構関連予算 【H25予算：一円】 【H25補正予算：400億円】	農地流動化を進める画期的な手法として、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備。 農地中間管理機構は、①農地を借り受け、②必要な場合には大区画化等の条件整備も行った上で、③担い手に対して、その規模拡大や利用する農地の集約化に配慮して転貸すことにより、地域の農地利用を最適化。 【H26予算：305億円】	
	畑作物の直接支払交付金(ゲタ) 【H25予算：2,123億円】	26年産は現行どおり実施 (予算措置で、全ての販売農家・集落営農を対象に実施) 【H26予算：2,093億円】	27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施 (認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)
経営所得安定対策の見直し	米・畑作物の収入影響緩和対策 (ナラシ) 【H25予算：724億円 (H24年産分)】	26年産は現行どおり実施 (別途、ナラシの非加入者に対する影響緩和対策を実施) 【H26予算：751億円(H25年産分)】	27年産からは法改正をした上で新しい対象者要件で実施 (認定農業者、集落営農及び認定就農者とし、規模要件は課さない)
	米の直接支払交付金 (1.5万円/10a)【H25予算：1,613億円】	・26年産米から単価を7,500円/10aに削減 ・29年産米までの時限措置(30年産から廃止) 【H26予算：806億円】	
	米価変動補填交付金 【H25予算：84億円(H24年産分)】	・26年産から廃止 【H26予算：200億円(H25年産分)】	
水田活用の直接支払交付金	【H25予算：2,517億円 (うち産地資金539億円)】	・26年産から飼料用米等への数量払いの導入(上限10.5万円) ・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充 【H26予算：2,770億円(うち産地交付金804億円)】	
米政策		水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみながら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産ができる状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組む。	
日本型直接支払制度の創設	農地・水保全管理支払 【H25予算：282億円】	26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度からは法律に基づく措置として実施 地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目した新たな支払制度を創設 ①「農地維持支払」として、地域資源の基礎的保全活動など多面的機能を支える共同活動に取り組む場合に支援する新たな支払を創設 ②農地・水保全管理支払を組替え・名称変更して「資源向上支払」とし、地域資源の質的向上を図る共同活動を支援 【H26予算：483億円】	
	中山間地域等直接支払【H25予算：285億円】 環境保全型農業直接支援 【H25予算：26億円】	基本的枠組みを維持しつつ継続 ・中山間地域等直接支払【H26予算：285億円】 ・環境保全型農業直接支援【H26予算：26億円】	

## 射水市農業委員会委員及び担当地域——農地などの相談は農業委員に!

会長 舟木 康眞

会長職務代理者 前田 進

### 〈新湊地区〉



舟木 康眞  
(朴木)選挙  
〔新湊・塚原  
(国道8号線  
北側)〕



田中 智浩  
(七美)選挙  
〔片 口  
七 美〕



中井 敏男  
(沖)選挙  
〔作 道  
(沖・今井・  
鏡宮・布目・  
高木・殿村)〕

### 〈下地区〉



向井 隆一  
(白石)選挙  
〔下村三箇・  
白 石・  
倉垣小杉〕



石庭 文男  
(本江中新)選挙  
〔 本 江  
海老江〕



佐伯 洋作  
(津幡江)選挙  
〔作 道  
(作道・野村・  
久々湊・  
津幡江)〕



橋爪 秀夫  
(寺塚原)農業  
共済組合推薦  
〔塚 原  
(国道8号線  
南側)〕



熊西 忠治  
(摺出寺)選挙  
〔加 茂  
摺出寺  
八 講〕

### 〈大島地区〉



横山 實  
(北高木)選挙  
〔大 島  
(永野・前花  
委員以外  
の地区)〕



永野 邦夫  
(中野)選挙  
〔大 島  
(中野・若杉・  
北野・西園・  
新町・常磐町)〕



前花 敏子  
(今開発)  
市議会推薦  
〔大 島  
(今開発・  
本開発・  
新開発)〕

### 〈小杉地区〉



永森 薫  
(三ヶ)選挙  
〔 三 ケ〕



杉森 雅弘  
(小杉白石)選挙  
〔 大 江〕



山谷 孝芳  
(戸破)選挙  
〔 戸 破〕



土合 正夫  
(黒河新)選挙  
〔 黒 池  
河 多〕

### 〈大門地区〉



前田 進  
(串田)選挙  
〔櫛 田  
(本村・牧田・  
西村・布目沢・  
小泉)〕



石井 寿男  
(二口)選挙  
〔 二 口〕



水元 瞳雄  
(西高木)農業  
協同組合推薦  
〔 大 江〕



三島 博  
(水戸田)選挙  
〔 水戸田〕



山崎 良吉  
(市井)土地  
改良区推薦  
〔 水戸田  
(生源寺・市井・  
若林・竹鼻・  
開口・藤巻)〕



山本 久雄  
(串田新)選挙  
〔 櫛 田  
(新田・松原・宮新  
田・山ノ谷・大久  
保・竹原・梅木・  
荒町・円池)〕



山崎 秋夫  
(広上)選挙  
〔 浅 井〕



大松 治雄  
(橋下条)選挙  
〔 橋下条〕



山下 隆之  
(青井谷)選挙  
〔 金 山〕

( )は委員の住所地、〔 〕は担当地域

## 農地を相続したら届出を

農地の権利を相続等で取得したときは、農業委員会に届け出をしてください。

# 農業者年金に加入しましょう

しっかり積み立て！ 安心で豊かな老後を！



農業者の方なら  
広く加入できます。

- ① 国民年金の第1号被保険者で
- ② 年間60日以上農業に従事する
- ③ 60才未満の方なら

だれでも加入できます。

少子高齢時代に  
強い年金です。

自らが納めた保険料とその運用収入を、将来受給する年金の原資として積み立てていき、この年金原資の額に応じて年金額が決まる積立方式(確定拠出型)の年金です。

加入者・受給者の数に左右されにくい安定した年金制度で、運用利回りの状況などで、保険料が引き上げられることもありません。

保険料の額は  
自由に決められます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、自分で保険料を決められます。(通常加入は月額20,000円から67,000円までの間で千円単位で選択)。農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

公的年金ならではの税制上の  
優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税(支払った保険料の15~30%程度)につながります。(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円(平成24年1月1日以降の保険契約については40,000円)です)。また、保険料などの年金資産の運用益は非課税です。

終身年金で80歳までの  
保証付きです。

年金は生涯支給されます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族(一定の要件をみたした者)に支給されます。

農業の担い手には、手厚い政策支援  
(保険料の国庫補助)があります。

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

農業者年金の内容、加入手続き等の詳細については、JAいみず野、または農業委員会にお問い合わせください

農業者年金を受給されている方へ

受給権者現況届の提出をお忘れなく！

現況届の提出は、引き続き年金を受給する資格があるか否かについて、毎年、届出により確認するためのものです。

届出用紙は、5月末頃に農業者年金基金から直接受給者へ送付されます。

必要事項を記入し、6月末までに射水市農業委員会窓口または、各地区行政センターへ忘れずに提出してください。なお、期限内に提出されない場合は、年金の支払いが差し止められることがありますのでご注意ください。

## ◎ 農地標準賃借料について

農地法改正により標準小作料制度が廃止されることになりましたが、農地の貸し手、借り手に公平な農地賃借料の目安を示すことが求められていることから、従来の算定方法に基づいて農地標準賃借料を示すこととしております。

※ 農地標準賃借料については、水稻のみの算定を行ないました。

※ この標準賃借料は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの賃借料としました。

このほか、土壤の肥沃度(収量)、ほ場の形状、畦畔等の草刈り面積等を勘案し 貸し手・借り手双方が協議し決定するものとします。

※ 農地標準賃借料の適用期間は、平成25年産分から平成27年産分までの3年間を適用期間とします。

※ 射水市全体の平均収量は、上記区分2です。

※ これまで適用地域を区分して標準小作料を設定していた新湊地区・小杉地区の状況を考慮し、各地区の農地標準賃借料を示すと次のとおりとなります。

農地標準賃借料(10a当り)

区分	収量	標準賃借料	参考(前回標準小作料)
田	1 557kg	13,800円	14,400円
	2 547kg	11,700円	12,200円
	3 542kg	10,600円	11,100円
	4 537kg	9,500円	9,900円
	5 527kg	7,400円	7,700円
	6 517kg	5,200円	5,400円

地 区	標準賃借料	備考
新湊地区	10,600円	上記区分3
	7,400円	上記区分5
小杉地区	9,500円	上記区分4
	5,200円	上記区分6

## ◎ 農作業標準料金・賃金について



平成25年分～平成27年分の農作業標準料金・賃金

区分	金額	備考
賃金	一般作業 8,380円/1日	
	オペレータ作業 1,560円/1時間	
水稻	トラクター 14,600円/10a	耕起から代かきまでの一貫作業
	側条田植機 8,400円/10a	苗、肥料委託者負担(苗運搬費含まず)
	コンバイン 19,000円/10a	刈取り、脱穀(糲運搬費含まず)
麦	トラクター 14,000円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン 18,500円/10a	刈取り、脱穀
大豆	トラクター 17,200円/10a	耕起、整地溝切り、播種
	コンバイン 21,900円/10a	刈取り、脱穀

※ この標準料金には消費税は含まれていません。

※ この標準料金は、ほ場整備された1区画30アールを基準とした10アール当たりの料金です。

※ 未整備田・変形田・倒伏田・遠距離田等、ほ場条件・作物条件で割増料金を、双方の話し合いの上、設定できます。

※ 標準料金の適用期間は、平成25年分から平成27年分までの3年間を適用期間とします。ただし、農作業機械価格等、標準料金算定の基礎となる重要事項に著しい変動があった場合には、その都度見直しを行なうものとします。